

## 函館市景観まちづくり刷新支援事業評価監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が実施した景観まちづくり刷新支援事業の効率性およびその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」に基づき事後評価を実施するに当たり、第三者の意見を求めるため、函館市景観まちづくり刷新支援事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、函館市企画部において処理する。

### (謝礼)

第7条 委員が委員会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月28日から施行する。